【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			事業承継税制の抜本見直し
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（相続税：外、贈与税：外）（国税 33）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 後継者である受贈者・相続人等が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されるもの。
				《要望の内容》 事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的な見直し・強化
				《関係条項》 租税特別措置法第 70 条の7から第 70 条の7の8まで 租税特別措置法施行令第 40 条の8から第 40 条の8の8 租税特別措置法施行規則第 23 条の9から第 23 条の 12 の5
5	担当部局			中小企業庁 事業環境部 財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：平成 30 年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯			○平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 ○平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 ○平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ ○平成 18 年度 物納手続きの改善 ○平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 ○平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈

				与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 〇平成 21 年度 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 〇平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予額の計算方法の見直し等 〇平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 〇平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の５年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 〇平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除既定の設置 〇平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 〇平成 30 年度：創設 事業承継税制の特例措置の創設 〇平成 31 年度：創設 個人版事業承継税制の創設 〇令和2年度：見直し 常時使用する従業員の定義の見直し 〇令和3年度：見直し 後継者の役員要件の見直し 個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し 〇令和4年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を1年延長 〇令和6年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を 2 年延長 〇令和7年度：見直し 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件について、贈与の直前までに就任すればよい方法に見直し 個人版事業承継税制の事業従事要件について、贈与の直前までに従事すればよい方法に見直し 〇令和8年度：延長 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年 6 月、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を 2 年 6 月延長
8	適用又は延長期間			期限無し（一般措置）、令和9年 12 月末（特例措置）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活性維持・発展を実現する。また、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に

			取り組む中小企業等を後押しする。
			《政策目的の根拠》 労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和8年6月） 4．M＆A・事業承継等による事業再編 （中略） また、事業承継については、これまでは中小企業・小規模事業者において、経営者 の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、 団塊の世代が 70 代となる 2020 年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、 円滑な事業承継の推進を図ってきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆されているものの、事業承継が必要な 70 代以上の事業 者や今後事業承継が必要となる 60 代の事業者も多く、事業承継は引き続き喫緊の課 題である。 そのような中で、親族内承継や従業員承継も引き続き重要な選択肢の一つである。 経営者の若返りに伴い、新規事業への進出や省力化を高める設備投資、AX・DXの 推進等による抜本的な経営改革の取組が実施されることが多いという点も踏まえる と、雇用を支え、地域における活力の維持・向上といった重要な役割を担う中小企 業・小規模事業者が、親族内承継も含めた事業承継を円滑に実施し、これを契機として更なる成長・発展を実現することを促進していく取組も非常に重要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7．中小企業の発展 **日本成長戦略（2026 年7月 21 日）** Ⅲ.8つの分野横断的な課題の解決 7．賃上げ環境整備 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ ⅰ）「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の実行 労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。 （M＆A・事業承継等の事業再編の推進） 経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。 （略） くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させて、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	実績（参考：令和4年度：1,263 件） ・令和5年度：1,310 件 ・令和6年度：1,347 件 適用件数については、過去実績平均から推計し、見直し後は 1,307 件/年程度と想定。 ※なお、令和 9 年度以降の見直し内容については、制度の詳細が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
				【算定根拠】 国税庁　統計年報
		②	適用額	実績（参考：令和4年度：1,263 億円） ・令和5年度：1,176 億円 ・令和6年度：1,535 億円 適用額については、過去実績平均から推計し、見直し後は 1,325 億円/年程度と想定。 ※なお、令和 9 年度以降の見直し内容については、制度の詳細が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
				【算定根拠】 国税庁　統計年報
		③	減収額	実績（参考：令和4年度：1,263 億円） ・令和5年度：1,176 億円 ・令和6年度：1,535 億円 減収額については、過去実績平均から推計し、見直し後は 1,325 億円/年と想定。

		※令和 9 年度以降の見直し内容については、制度の詳細が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
		【算定根拠】 国税庁　統計年報
	④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 〇平成 30 年の事業承継率（適用件数÷潜在活用　企業数）について、8.8%と創設時の想定水準超。 〇以降、令和元-令和 6 年はいずれも 10%超。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 **税制措置開始1年後の税制を活用した事業承継率** 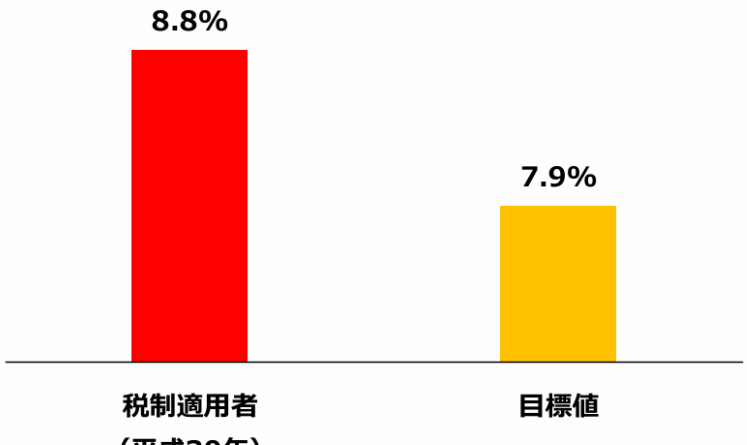 （出所）中小企業庁アンケート（平成 27 年度）、中小企業庁「中小企業実態基本調査」、国税庁統計年報より作成。 ※1　措置開始1年後の税制を活用した事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数）について、特例創設当初の目標値と税制適用者の割合を比較。 ※2　潜在活用企業数は中小企業庁アンケート（平成 27 年度）等より、親族内承継を検討する中小企業数を推計し、12,106 者と算定。 ※3　目標適用件数は、措置創設時に想定していた平成 30 年の一般措置の認定件数と特例措置により見込まれる増加分の合計件数である 954 件。 ※4　参考：後年の事業承継率は以下の通り。 令和元年：10.1%、令和2年：10.2%、令和3年：11.4%、令和4年：10.4%、令和5年：10.8%、令和6年：11.1%

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
〇平成 30 および令和元年の税制適用者のうち、 96.6%が承継時の80%以上の雇用を維持。

〇平成 30 および令和元年の税制適用者の労働生産性は、事業承継後5年間で 6.1%向上と目標未達。
〇令和3-令和 7 年度の労働生産性に関する中小企業庁の KPI であった、5 年で 5%向上の水準は超過。
〇また、税制非適用者の 0.1%向上に対して、税制適用者は 6.1%向上と水準が高い。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

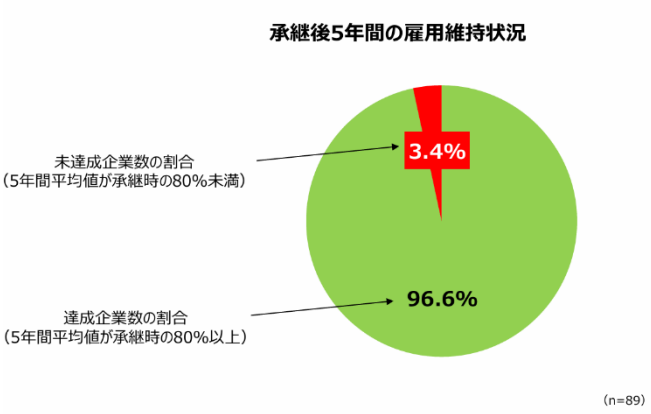

（出所）中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。
※1平成 30 および令和元年に円滑化法の認定申請を受けた企業のうち、税制適用後 5 年間の従業員数の平均が贈与･相続の時と比べ 8 割を上回った企業の達成･ 未達成の状況の割合を算出

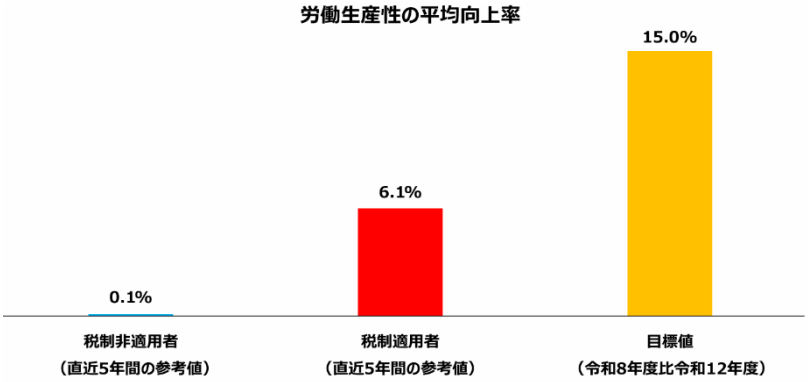

（出所）中小企業庁「中小企業実態基本調査」、中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。
※1労働生産性＝付加価値額（営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費＋支払利息等＋動産･不動産賃借料＋租税公課）/従業員数にて算出。
※2税制適用者は平成 30 および令和元年に贈与･相続を開始した企業のうち、年次報告書の1回目～5回目のデータの各回の労働生産性の総数について、1 回目から 5 回目の向上率を算出。（N=89）
※3税制非適用者は、特例措置の第一種贈与の認定を受けた者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第

				3四分位数の間の 売上高レンジに属する企業群のうち、平成 30 年度から5年以内、または令和元年度から5年以内に親族内承継を実施した者について、平成 30 年度と令和4年度、令和元年度と令和5年度のデータから労働生産性の総数を算出し、平成 30 年度、令和元年度からの向上率を算出。(N=224)
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持に寄与するもの。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に関する、事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・事業承継・M&A 支援事業(令和7年度補正予算中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数) ・事業承継総合支援事業(令和7年度第補正予算中小企業活性化・事業承継総合支援事業 74 億円の内数、令和8年度当初予算 139 億円の内数) 予算措置は、後継者のマッチング支援や事業承継を契機として新たな取り組みを行う者への支援等であり、本措置の対象である税負担が障害となり事業承継が進んでいない者とは対象が異なる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和6年8月(事後評価)